

府食第182号
令和6年3月21日

厚生労働大臣
武見 敬三 殿

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴

食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行う
ことが明らかに必要でないときについて（回答）

令和6年3月13日付け厚生労働省発健生0313第4号により貴省から当委員会
に対し照会された事項については、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係
法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）の施行に伴う規定の整理のため
の改正であり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第1号の
食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。